

一 調査期間
昭和四十一年七月五日から二十日間とする。

二 練習場所
東伯郡東伯町大字法万 法万土地改良区事務所

三 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、練習期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月二十四日から用途廃止した。

昭和四十一年七月五日

鳥取県知事 石破二朗

所司 四種用達

鳥取市筋山町字程水南方三〇九二ノ五地先まで 七二・七六坪メートル 水路敷

二地先から三〇九四ノ一地先まで 五九・五五メートル

六地先から三〇九五ノ五地先まで 七八・二五メートル

鳥取県告示第三百四十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

申請人の住所	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉成四 三六番地 川上一庄	三二番九 三二番七 三二番五 三二番九地先水路 三二番七地先水路	幅員 四メートル 延長
公 告		
鶴太子・同妃御殿下の行啓について 鶴太子・同妃御殿下には、第8回國立公園大会に御出席とあわせて殿下の事情調査のため、下記期日程により本県に行啓されます。 昭和41年7月5日		
鳥取県知事 石破二朗		
第1日 8月7日(日)		
午後 3:35	神山駅	新潟銀行「みさき」号
同 3:50	同	新潟銀行「みさき」号
新潟駅		
午後 4:30 新潟		

三 調査事項 この調査は、次の事項について行なう。	
1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項	
2 勤労者以外の世帯については、家計上の支出に関する事項	
3 世帯員及び住居に関する事項	
四 調査の期間 昭和四十一年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。	
五 調査の方法 この調査は、知事が町村長に委託して行なうものとし、三の調査事項中は最もとは被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、これは調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯員又は準調査世帯に記入する方法で行なう。	
六 調査に係る書類の提出期限及び提出先	
次に定めるところにより町村長を経由して知事に提出すること。	
1 家計簿 調査した月の十五日まで	
2 世帯員 二部のうち一部は十月十五日まで、二部（調査員用）は調査終了後の所定の日まで	
3 準調査世帯簿 十月十五日まで	
4 結果の公表 この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。	
鳥取県告示第三百四十五号	
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。	
昭和四十一年七月五日	
鳥取県知事 石破二朗	
氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日	平野春喜 鳥取市東品治町二二一 鳥衛二五五 昭和四十一年六月十五日
古野忠敬	一五六
鳥取県告示第三百四十六号	
昭和四十一年三月二日付けで法万土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（農道新設）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを掲載に供する。	
昭和四十一年七月五日	
鳥取県知事 石破二朗	
氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日	鶴太子・同妃御殿下
新潟県	新潟県

午後 5:20	お泊所(依山蔵) 駅	御宿	駅
同 5:35	鳥 取 駅	同	4:59・45 駅発
同 5:40	鳥 取 駅	同	5:22 駅着
同 5:45	お泊所(小笠原)	同	5:22・50 駅発
同	宿	同	宿
第2日 6月8日(月)			
午前 9:31	お泊所(小笠原)	御宿	・
○株式会社エフワニ鳥取工場		午前 9:45 駅着	
御 機 視 機		同 10:15 駅着	
○鳥取県いにしき生産販売協同組合		同 10:15 駅着	
御 機 視 機		同 10:45 駅着	
○鳥 取 県 府 税 务 局		同 11:00 駅着	
御 機 視 機		同 11:30 駅着	
○鳥 取 ゴルフクラブ		午後 0:47 駅着	
御 機 視 機		同 0:57 駅発	
○鳥取大学農学部附属砂丘利用研究施設		同 1:12 駅着	
御 機 視 機		同 2:02 駅発	
○鳥取県立母来寮		同 3:40 駅着	
御 機 視 機		同 4:15 駅発	
第3日 8月9日(火)			
午前 9:13	お泊所(依山蔵) 駅	御宿	・
同 9:42	上井 駅	同	御宿 急行「美保」号
同 9:44	同	途中停車駅	
浦 安 駅	同	10:01 駅着	
赤 嵐 駅	同	10:12・30 駅着	
大 山 口 駅	同	10:30・30 駅着	
米 子 駅	同	10:46・50 駅着	
大 横 旗 駅	同	10:50 駅着	
同 11:10	境 市、役 所	同	11:03・30 駅着
同 11:12	同	11:27 駅着	
○境 市 外 駅	同	11:57 駅着	
○境 市、役 所	同	午前 11:48 お泊	
御 機 視 機	同	午後 0:43 駅発	
○鳥取県立大山観光会館		午後 2:14 駅着	

御 休 想	午後 3:10 駅着	午後 5:30 駅発
○鏡ヶ峠国営休暇村さざし山荘	同	同
第8回国立公園大会開催場	午後 6:15 駅着	午後 6:25 駅発
○鳥取県立大山観光会館	同	同
午後 7:15 お泊所(東光園) 駅着	同	同
御 休 想	同	同
備考	同	同
雨天又は豪雨の場合は、次のとおり御日程の一部を変更する。		
1. 雨天の場合		
○鏡ヶ峠国営休暇村さざし山荘	午後 5:10 駅着	午後 5:02 駅発
第8回国立公園大会開催場	同	同
○鳥取県立大山観光会館	同	同
御 休 想	同	同
午後 6:47 お泊所(東光園) 駅着	同	同
御 休 想	同	同
1. 豪雨にて第8回国立公園大会が中止の場合		
午後 11:12 境港 駅着	同	同
○境港 駅	同	同
車 中 御 視 察	午後 11:20 駅着	午後 11:21 駅発
○境港市役所	午後 11:28 駅着	午後 0:30 駅発

1. お泊所(東光園)において、午前10:00から鳥羽海岸と御散策。
1. 雨天のため飛行不能の場合は、10日東京空港御宿。翌11日午前9:00米子空港御発(全日空運賃) 午前10:55東京国際空港御着にて通客になる。